

## 山口県犯罪被害者等支援推進計画の取組状況（知事部局、警察）

| 基本方針 1 損害回復・経済的支援   |             |
|---|-------------|
| 1 経済的負担の軽減（条例第 11 条関係）  |             |
| (1) 転居費用助成金の運用  | 県民生活課       |
| <p>○ 転居費用助成制度を運用し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年度中の実績：3 件・約 38 万円</li> <li>・令和 5 年度 10 月末までの実績：4 件・約 37 万円</li> </ul> <p>○ 同制度を必要としている犯罪被害者等の個人情報を見漏らさないようにするため、警察県民課を通じて各警察署への周知を行った。</p> |             |
| (2) 日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供   | 県民生活課       |
| <p>○ 県民生活課が取り扱った相談で、相談者が法テラスへの引継ぎを希望した場合、重複相談にならないよう、相談概要等を記載した専用シートにより引き継ぐことで、相談者の負担軽減を図ることにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年度から令和 5 年 10 月末まで引継事例：なし</li> </ul>  |             |
| (3) 経済的支援制度に関する情報提供   | 県民生活課、警察県民課 |
| <p>【県民生活課】</p> <p>○ 専門知識を有する犯罪被害者等支援専門員（社会福祉士）による相談対応を実施した。</p>   |             |
| <p>【警察県民課】</p> <p>○ 犯罪被害者等に対し、刑事手続、各種支援制度、各種相談窓口等の情報を分かりやすくまとめた冊子「被害者の手引」を交付、経済的支援制度について内容を説明し、情報提供を行った。</p>  |             |
| (4) 交通事故被害者の救済  | 県民生活課       |
| <p>○ 「山口県交通事故相談所」において相談を受理し、助言等の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年度中の実績：91 件</li> <li>・令和 5 年度 8 月末の実績：36 件</li> </ul>  |             |
| (5) 暴力団犯罪等に係る被害回復アドバイザーによる支援  | 組織犯罪対策課     |
| <p>○ 被害回復アドバイザーによる暴対法施行規則第 14 条に定める支援への対応はなかった。</p>   |             |
| (6) 犯罪被害給付制度の運用   | 警察県民課       |
| <p>○ 犯罪被害給付制度を運用し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に努めた。</p> <p>○ 同制度を必要としている犯罪被害者等を漏らさないようにするため、対象となり得る事件が発生した場合、指定被害者支援要員等から説明し、制度の適正運用を図った。</p>  |             |
| (7) 県警察における公費負担制度の運用  | 警察県民課       |
| <p>○ 犯罪被害者等に対し、刑事手続、各種支援制度、各種相談窓口等の情報を分かりやすくまとめた冊子「被害者の手引」を交付、経済的支援制度について内容を説明し、情報提供を行った。</p>   |             |

○ 制度を必要としている犯罪被害者等を漏らさないようにするため、対象となり得る事件が発生した場合、指定被害者支援要員等から説明し、制度の適正運用を図った。

**(8) 性暴力被害者に対する医療費等の公費負担**

男女共同参画課

○ 性暴力被害者からの相談に応じ、医療、カウンセリング及び法律相談について公費負担による支援を行った。

・令和4年度中の実績：医療16件、カウンセリング26件、法律相談3件

・令和5年度6月末までの実績：医療3件、カウンセリング1件、法律相談0件

**(9) 高校等における授業料等の軽減**

学事文書課、教育政策課

**【学事文書課】**

○ 授業料減免、高等学校等就学支援金等の負担軽減制度を周知し、適切に運用することで経済的負担の軽減に努めた。

**【教育政策課】**

○ 授業料減免、高等学校等就学支援金等の負担軽減制度を周知し、適切に運用することで経済的負担の軽減に努めた。

**(10) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の推進**

刑事企画課

○ うそ電話詐欺等の預金口座等への振り込みを利用して行われた犯罪行為による被害者等が警察署等へ被害の届出又は相談のために来訪するなどした場合には、その内容に応じ、被害回復にかかる各種制度の情報提供を行った。

○ 犯罪利用預金口座を認知した場合は、金融機関に対して適切に凍結依頼及び情報提供を行った。

**2 居住の安定（条例第14条関係）**

**(1) 犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅への優先入居制度等の運用**

住宅課

○ 県営住宅への優先入居等を運用している。

・令和4年度中から令和5年8月末までの実績：なし

○ DV法による保護等を受けられない被害者について、単身入居及び優先入居を運用している。

・令和4年11月から令和5年8月末までの実績：なし

**(2) セーフティネット住宅の登録促進**

住宅課

○ 犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進した。

・令和5年8月末時点の登録戸数：16,647戸

○ 犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を促進した。

○ 登録住宅の制度の普及に向け、下関地区でオーナー等向け説明会を開催した。

**(3) DV被害者等の一時保護等**

男女共同参画課

○ 市町、警察、関係機関・団体等と連携して、DV被害者や同伴する家族の状況に応じた一時保護等の支援を行った。

・令和5年7月末までの実績：一時保護施設8件、婦人保護施設5件

○ 被害者が地域において安心して生活できるよう、被害者の状況やニーズに応じた自立支援を行った。(シェルター退所後の被害者に対してアウトリーチ型支援や居場所づくりの支援を実施)。

- ・令和4年度中の実績：一時保護施設 19 件、婦人保護施設 4 件
- ・令和5年度7月末までの実績：シェルター退所後の被害者に対してアウトリーチ型支援や居場所づくりの支援を実施)

**(4) 転居費用助成金の運用 (再掲)** 県民生活課

○ 転居費用助成制度を運用し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に努めた。

- ・令和4年度中の実績：3件・約38万円
- ・令和5年度10月末までの実績：4件・約37万円。

○ 制度を必要としている犯罪被害者等の個人情報漏らさないようにするため、警察県民課を通じて各警察署への周知を行った。

**3 雇用の安定 (条例第15条関係)**

**(1) 事業者の犯罪被害者等への理解の促進** 県民生活課

○ 山口県経営者協会が行う総務担当者の会合で、職場における犯罪被害者等への理解、休暇制度の導入等について協力依頼を実施した。(令和4年度)

**(2) 「労働ほっとライン」の開設及び助言** 労働政策課

○ 「労働ほっとライン」を開設し、社会保険労務士が労働に関する相談に電話で応じ、労働者及び事業主へ労働問題解決のため助言を行った。

- ・令和4年度中の相談件数：373件

**基本方針2 精神的・身体的被害の回復・防止**

**1 心身に受けた影響からの回復 (条例第12条関係)**

**(1) 犯罪被害者等支援の充実** 県民生活課

○ 専門知識を有する犯罪被害者等支援専門員(社会福祉士)による相談対応を行った。

○ 県警察、市町、民間犯罪被害者等支援団体との定期的な情報交換を実施した。

**(2) 学校における犯罪被害者等への支援** 学校安全・体育課

○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得ながら、児童生徒の心理的なケアに努めた。

○ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援に努めた。

**(3) 被害少年に対する継続的支援の実施** 少年課

○ 少年サポートセンターを中心として、被害少年やその家族に対する継続的な支援を実施した。

○ 同支援に当たっては、対象少年の状況により犯罪被害者支援室及び保護者や学校関係者とともに協力し、必要に応じて専門的かつ中長期的な支援を行う適切な機関・支援団体を紹介するなど、個々の対象少年の特性に応じた支援に努めた

- ・令和4年度中の実績：6件
- ・令和5年度8月末までの実績：3件

|   |             |
|---|-------------|
| <b>(4) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実</b>   | 警察県民課、県民生活課 |
| <p><b>【警察県民課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者等支援心理カウンセラー制度を運用し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度中の実績：30人</li> <li>・令和5年度8月末までの実績：14人</li> </ul> </li> <li>○ 公費負担の対象となる精神医療の受診回数制限を撤廃し、期間を「初診から3年間」に拡充した。(令和5年度から施行)</li> <li>○ 同制度を必要としている犯罪被害者等に必ず情報が伝わるよう、対象となり得る事件が発生した際は、指定被害者支援要員等が説明する等、制度の適正運用を図った。</li> </ul>   |             |
| <p><b>【県民生活課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害者支援総合的対応窓口において、相談の傾聴に努めるなど、相談者の心情に配慮した対応に努めた。</li> </ul>   |             |
| <b>(5) 性暴力被害者に対する医療費公費負担制度の運用</b>   | 警察県民課       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察に相談・届出のあった性暴力被害者が必要とする緊急避妊等に要する費用を公費で負担した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度中の実績：15人</li> <li>・令和5年度8月末までの実績：12人</li> </ul> </li> </ul>  |             |
| <b>(6) 性暴力被害者の被害直後からの総合的な支援</b>   | 男女共同参画課     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「性暴力被害に特化した相談窓口「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」を24時間365日運用し、被害直後からの支援を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度中の実績：延べ相談件数957件</li> <li>・令和5年度6月末までの実績：延べ相談件数155件</li> </ul> </li> <li>○ 性暴力被害者に対し、関係機関と連携し、医療、カウンセリング、法律相談等の総合的支援を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度中の実績：医療16件、カウンセリング26件、法律相談3件</li> <li>・令和5年度6月末までの実績：医療3件、カウンセリング1件、法律相談0件</li> </ul> </li> </ul> |             |
| <b>(7) 指定被害者支援要員制度の運用</b>   | 警察県民課       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事件発生直後から、指定された支援担当者が中心となって犯罪被害者等に寄り添い、要望の把握、付き添い支援、各種制度に関する情報提供を行った。</li> </ul>  |             |
| <b>(8) 被害者連絡制度の運用</b>   | 警察県民課       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援担当者が中心となり、犯罪被害者等の意向を考慮した上で、捜査状況等の情報提供を行った。</li> </ul>  |             |
| <b>(9) 被害者支援用装備の整備</b>  | 警察県民課       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者支援用車両を大規模警察署に配備し、性犯罪検証用ダミー人形等を全警察署に配備した。</li> </ul>   |             |
| <b>2 安全の確保（条例第13条関係）</b>  |             |
| <b>(1) 犯罪被害者等に対する一時避難場所の提供</b>  | 警察県民課       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害者等の安全を確保するため、一時避難場所を提供する制度を積極的に活用した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度中の実績：6件</li> <li>・令和5年度8月末までの実績：3件</li> </ul> </li> </ul>  |             |

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| <b>(2) 更なる犯罪等による被害防止措置の推進</b>   | 刑事企画課、組織犯罪対策課、<br>人身安全対策課        |
| <p>【刑事企画課】</p> <p>○ 犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、関係機関・団体と連携を図りながら、再被害防止措置を推進した。</p>  |                                  |
| <p>【組織犯罪対策課】</p> <p>○ 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、保護対策を行った。</p>  |                                  |
| <p>【人身安全対策課】</p> <p>○ 110番文字情報登録などの各種援助措置をはじめ、被害者の自宅周辺の警戒や監視カメラの設置等の保護対策及び行為者への警告・検挙措置を図るなど、警察として執るべき措置を確実に実行し、重大事件の未然防止に万全を期した。</p> <p>・令和5年度8月末までの検挙数：DV関係15件、ST関係17件</p>                       |                                  |
| <b>(3) 犯罪被害者等が県外へ転出する際等における事案の引継ぎの徹底</b>  | 県民生活課、男女共同参画課、<br>こども家庭課、人身安全対策課 |
| <p>【県民生活課】</p> <p>○ 犯罪被害者等が県外への転出や県内への転入を行う際、必要な支援が速やかに受けられるよう、広報物品の作成、配布を行うなど、犯罪被害者等支援総合的対応窓口の広報に取り組んでいる。</p> <p>・令和4年度から令和5年10月末までの間、県外転出・県内転入の事例：なし</p>  |                                  |
| <p>【男女共同参画課】</p> <p>○ DV被害者について、県外の施設で一時保護・施設入居する広域措置を行う場合に備え、県域を越えた被害者の送り出しや受け入れになどについて、他県との情報交換に努めている。</p>  |                                  |
| <p>【子ども家庭課】</p> <p>○ 国の「要保護児童等に関する情報共有システム」を活用し、全国の児童相談所及び市町村と要保護児童等に関する情報の円滑な連携に努めた。</p>   |                                  |
| <p>【人身安全対策課】</p> <p>○ 他県警との間で当該被害者等に係る事案概要の電話連絡及び関係書類を送付するなどして確実に情報共有し、対応に間隙や遅延が生じないように努めた。</p>   |                                  |
| <b>(4) 犯罪被害者等に関する情報の保護</b>  | 総務課                              |
| <p>○ 犯罪被害者等の氏名の発表にあたり、プライバシーの保護や発表することの公益性等を勘案し、個別の案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮した。</p> <p>○ 報道発表を行う際、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めた。</p>  |                                  |
| <b>(5) 児童虐待の防止、早期発見に係る取組の推進</b>   | こども家庭課                           |
| <p>○ 要保護児童対策地域協議会を中心に、各関係機関が連携して児童虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所や市町村への通告を行った。</p> <p>・令和4年度中の児童相談所への虐待通告件数：1,515件</p> <p>○ 児童虐待対策に関わる関係者の専門性向上や連携強化を目的として、教育・司法機関の職員や専門職等を対象に研修を開催する。(令和5年9月～11月に実施予定)</p> |                                  |

|  |                |
|--|----------------|
| <b>(6) 児童虐待被害者の保護</b>  | こども家庭課、人身安全対策課 |
| <p><b>【こども家庭課】</b></p> <p>○ 児童虐待の被害に遭った児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、児童の一時保護を実施した。</p> <p>・令和4年度中の児童虐待に係る一時保護実績：392件</p>  |                |
| <p><b>【人身安全対策課】</b></p> <p>○ 児童虐待が疑われる事案を認知した場合、警察官が児童の身体を目視確認すると共に、その結果、虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に通告を行うなど、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図った。</p> <p>・令和5年度8月末までの通告児童数：383人</p>   |                |
| <b>(7) 高齢者虐待・障害者虐待防止に係る市町に対する助言等</b>   | 長寿社会課、障害者支援課   |
| <p><b>【長寿社会課】</b></p> <p>○ 高齢者虐待に係る相談・通報窓口である市町や地域包括支援センター等に対し、弁護士・社会福祉士等による、困難事例への個別対応についての相談や派遣、研修を実施した。(令和5年度は10月に開催予定)</p> <p>・令和4年度中の実績：社会福祉士等の相談・派遣3件、研修会の開催52名参加。</p> <p>・令和5年度8月末までの実績：相談・派遣実績6件</p>                     |                |
| <p><b>【障害者支援課】</b></p> <p>○ 令和5年5月に市町の虐待防止担当者を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を開催した。(20名参加)</p> <p>○ 令和5年11月に国の伝達研修(障害者虐待防止・権利擁護研修)を開催予定ある。</p> <p>○ 山口県障害者権利擁護センターにおいて障害者虐待の相談体制を整備した。</p>   |                |
| <b>(8) 障害者虐待の未然防止等</b>   | 障害者支援課         |
| <p>○ 市町職員や障害者福祉施設従事者等を対象に障害者虐待防止や権利擁護に関する研修を実施するほか、「山口県障害者権利擁護センター※」において障害者虐待に関する相談に応じ、虐待の早期発見及び早期対応やその後の適切な支援を実施した。</p> <p>※「山口県障害者権利擁護センター」<br/>         障害者虐待に係る通報・相談を受け付けるほか、関係機関と連携して適切な対応が図れるよう、県が障害者虐待防止法に基づき設置している機関</p> |                |
| <b>(9) DV被害者等の一時保護等(一部再掲)</b>  | 男女共同参画課        |
| <p>○ 市町、警察、関係機関・団体等と連携して、DV被害者や同伴する家族の状況に応じた一時保護等の支援を行った。</p> <p>・令和4年度の実績：一時保護施設19件、婦人保護施設4件</p> <p>・令和5年度7月末までの実績：一時保護施設8件、婦人保護施設5件</p>  |                |
| <b>(10) 転居費用助成金の運用(再掲)</b>   | 県民生活課          |
| <p>○ 転居費用助成制度を運用し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に努めた。</p> <p>・令和4年度中の実績：3件・約38万円</p> <p>・令和5年度10月末までの実績：4件・約37万円</p> <p>○ 同制度を必要としている犯罪被害者等の個人情報を見逃さないようするため、警察県民課を通じて各警察署への周知を行った。</p>   |                |

|   |           |
|---|-----------|
| (11) 犯罪被害者等及びDV被害者に対する公営住宅への一時的入居   | 住宅課       |
| ○ 県営住宅への一時的入居を運用した。<br>・令和4年度から令和5年度8月末までの実績：なし   |           |
| (12) 多言語に対応した広報素材の作成・活用による周知  | 県民生活課、国際課 |
| <b>【県民生活課】</b><br>○ 外国人向けの広報チラシ（やさしい日本語及び4か国語対応）を、山口県外国人総合相談センターや県のホームページに掲示するなどして、制度の周知に努めた。 |           |
| <b>【国際課】</b><br>○ 犯罪被害を受けた外国人に向けたチラシを4言語及びやさしい日本語により作成し、県のホームページ等において周知を図った。                  |           |

|  |  |
|--|--|
| <b>基本方針3 支援等のための体制整備</b>   |  |
| <b>1 相談及び情報の提供等（条例第10条関係）</b>  |  |
| (1) 相談窓口の充実  | 県民生活課、警察県民課、男女共同参画課、こども家庭課、人身安全対策課、捜査第一課、少年課、サイバー犯罪対策課、地域運用課、組織犯罪対策課、住宅課 |
| <b>【県民生活課】</b><br>○ 犯罪被害者支援総合的対応窓口において、相談を受理し、助言等を行った。<br>・令和4年度中の実績：15件<br>・令和5年8月末までの実績：3件<br>○ 山口県交通事故相談所において、相談を受理し、助言等を行った。<br>・令和4年度中の実績：91件<br>・令和5年8月末までの実績：36件  |  |
| <b>【警察県民課】</b><br>○ 総合相談窓口では、全国統一の相談専用電話「#9110」を適切に運用し、利用に向けた広報を行った。   |  |
| <b>【男女共同参画課】</b><br>○ 男女共同参画センターにおいて、DV等に関する相談に必要な助言等を行うとともに、DV相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8008」の周知に努めた。<br>・令和4年度の延べ相談件数：308件<br>・令和5年度7月末までの延べ相談件数：137件<br>○ 24時間365日運用している「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」において、性暴力被害に関する相談に必要な助言等を行うとともに、性暴力被害相談窓口につながる全国共通短縮番号「#8891」の周知に努めた。<br>・令和4年度の延べ相談件数：957件<br>・令和5年度7月末までの延べ相談件数：155件 |  |
| <b>【こども家庭課】</b><br>○ 24時間365日児童虐待に関する相談に応じる児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知に努めた。<br>・令和5年度8月末の虐待等に関する相談実績：16件<br>○ 「つながるやまぐちSNS相談」で、児童虐待、DVなどの問題の深刻化の未然防止に向け、子育てに関する悩み等にワンストップで専門職員が対応した。<br>・令和5年度8月末までの虐待等に関する相談実績：23件  |  |

|   |       |
|---|-------|
| <b>【人身安全対策課】</b>  |       |
| ○ 性犯罪やストーカー・DV事案等の相談者に対して必要な助言を行うと共に、市町等の関係機関との情報共有に努めた。<br>・令和5年度8月末までの対応件数：67件  |       |
| <b>【捜査第一課】</b>  |       |
| ○ 性犯罪被害についての相談に対応し、必要な助言等を行った。  |       |
| <b>【少年課】</b>  |       |
| ○ 少年サポートセンター（少年相談電話）や、警察本部及び県下6警察署に配置した少年サポートセンターの職員が、被害少年やその保護者からの相談に応じ、必要な助言を行った。<br>・令和4年度中の相談件数：110件<br>・令和5年度8月末までの相談件数：42件  |       |
| <b>【サイバー犯罪対策課】</b>  |       |
| ○ サイバー犯罪相談窓口（相談電話・入力フォーム）を設置し、サイバー犯罪に関する相談に対応し、被害防止又は被害の拡大防止について専門的知見から助言を行うほか、被害届の提出方法等について教示するとともに、相談内容については、相談者の住居地を管轄する警察署と情報共有を図った。<br>○ 同窓口に関する広報を県警ホームページ、メルマガ、県警Facebook等により、幅広く実施した。 |       |
| <b>【地域運用課】</b>  |       |
| ○ 令和4年3月末で列車内女性被害相談所（鉄道警察隊事務所内）を閉鎖、列車内女性被害相談電話（083-973-7970）を撤去し、他の相談窓口と統合した。   |       |
| <b>【組織犯罪対策課】</b>  |       |
| ○ 暴力団犯罪に関する相談を受理した。<br>・令和5年度8月末までの相談実績：89件<br>○ 被害防止のための暴力団情報の提供を行った。<br>・令和5年度8月末までの実績：1,433件<br>○ 被害回復のための暴力団情報の提供はなかった。   |       |
| <b>【住宅課】</b>  |       |
| ○ 山口県居住支援協議会の協力会員店（会員数：110）における、民間賃貸住宅の入居相談窓口を設置した。   |       |
| <b>(2) 関係機関・団体等との連携・協力の充実及び情報提供の充実</b>  | 県民生活課 |
| ○ 民間犯罪被害者等支援団体の活動等について、県のホームページ等による周知活動を実施した。   |       |
| <b>(3) 犯罪被害者等支援の充実（再掲）</b>  | 県民生活課 |
| ○ 専門知識を有する犯罪被害者等支援専門員による相談対応を行った。<br>○ 県警察、市町、民間犯罪被害者等支援団体との定期的な情報交換を実施した。  |       |
| <b>(4) 犯罪被害者等早期援助団体との連携協力</b>   | 警察県民課 |
| ○ 犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害者等早期援助団体に被害状況等の情報を提供し、連携協力した活動を推進した。<br>・令和4年度中の実績：8件<br>・令和5年度8月末までの実績：なし   |       |



|  |                   |
|--|-------------------|
| (5) 指定被害者支援要員制度の運用（再掲）   | 警察県民課             |
| ○ 事件発生直後から、指定された支援担当者が中心となって犯罪被害者等に寄り添い、要望の把握、付き添い支援、各種制度に関する情報提供を行った。                       |                   |
| (6) 被害者連絡制度の運用（再掲）   | 警察県民課             |
| ○ 支援担当者が中心となり、犯罪被害者等の意向を考慮した上で、捜査状況等の情報提供を行った。   |                   |
| (7) 教育委員会と関係機関・団体との連携協力の充実   | 学校安全・体育課、こども家庭課   |
| 【学校安全・体育課】   |                   |
| ○ 学校と児童相談所等の関係機関との連携強化に努めた。  |                   |
| 【こども家庭課】   |                   |
| ○ 児童虐待への対応能力の向上や関係機関相互の連携強化を目的に、児童相談所や市町、教育機関の職員等を対象とした研修を開催予定である。（令和5年7月～12月に実施予定）          |                   |
| (8) 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する継続的支援等   | 学校安全・体育課、<br>教職員課 |
| 【学校・安全体育課】   |                   |
| ○ 日常的な観察や教育相談、家庭との連携等により状況の把握に努めた。   |                   |
| ○ やまぐち総合教育支援センターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得ながら、関係機関が連携して支援を行った。                      |                   |
| 【教職員課】   |                   |
| ○ 日常的な観察や教育相談、家庭との連携等により状況の把握に努めた。   |                   |
| ○ やまぐち総合教育支援センターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得ながら、関係機関が連携して支援を行った。                      |                   |
| (9) 「被害者の手引」を活用した情報提供  | 警察県民課             |
| ○ 犯罪被害者等に対し、刑事手続、各種支援制度、各種相談窓口等の情報を分かりやすくまとめた冊子「被害者の手引」を交付し、情報提供を行った。                        |                   |
| (10) 民間犯罪被害者等支援団体の紹介等  | 県民生活課、警察県民課       |
| 【県民生活課】  |                   |
| ○ 各種機会を通じて、県内の民間犯罪被害者等支援団体を紹介した。   |                   |
| 【警察県民課】  |                   |
| ○ 犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、当該団体の紹介等を行った。  |                   |
| (11) 外国人からの相談への対応の充実   | 国際課               |
| ○ やまぐち外国人総合相談センターにおいて、外国人からの相談に多言語で応じ、適切な機関への取次や情報提供を行った。<br>・令和4年度中の相談件数：1,106件 ※日本人からの相談含む |                   |
| (12) 高齢者虐待、障害者虐待防止に係る市町に対する助言等（再掲）   | 長寿社会課、<br>障害者支援課  |

**【長寿社会課】**

- 高齢者虐待に係る相談・通報窓口である市町や地域包括支援センター等に対し、弁護士・社会福祉士等による、困難事例への個別対応についての相談や派遣、研修を実施した。(令和5年度は10月に開催予定)
  - ・令和4年度中の実績：社会福祉士等の相談・派遣3件、研修会の開催52名参加。
  - ・令和5年度8月末までの実績：相談・派遣実績6件

**【障害者支援課】**

- 令和5年5月に市町の虐待防止担当者を対象とした障害者虐待防止・権利擁護研修を開催した。(20名参加)
- 令和5年11月に国の伝達研修(障害者虐待防止・権利擁護研修)を開催予定ある。
- 山口県障害者権利擁護センターにおいて障害者虐待の相談体制を整備した。

**2 民間犯罪被害者等支援団体に対する支援(条例第17条関係)**

**(1) 民間犯罪被害者等支援団体の活動への支援の充実**

県民生活課、警察県民課、  
男女共同参画課

**【県民生活課】**

- 令和5年4月に、民間犯罪被害者等支援団体の活動に対する助成金を、半額助成から全額助成に充実させたほか、広報素材の提供等により活動を支援した。
  - ・令和4年度中の実績：なし
  - ・令和5年度10月までの実績：1団体・30万円
- 団体のイベント等について市町に対する情報提供を実施した。

**【男女共同参画課】**

- DV被害者への支援活動を行う民間団体と連携・協力した事業の実施や情報提供・意見交換などにより、民間団体の活動を支援した。
  - ・令和4年度中の実績：5,783千円(民間シェルターに対する経費補助)

**(2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供等**

警察県民課

- 必要に応じて、犯罪被害者等早期援助団体に対し、情報提供及び指導・助言を行った。

**(3) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」への参画**

県民生活課、警察県民課

**【県民生活課】**

- 山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会を開催し、民間支援団体の意見を支援施策に反映した。

**【警察県民課】**

- 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」の構成員に民間犯罪被害者等支援団体を加え、同団体の意見を反映するとともに、県と民間犯罪被害者等支援団体の一層の連携を図った。

**3 人材の育成(第18条関係)**

**(1) 犯罪被害者等相談窓口担当者研修会の開催**

県民生活課

- 令和5年8月22日、県・市町の担当職員及びボランティアを対象に研修会を開催し、犯罪被害者遺族の講演、専門家の講義等を実施した。

|   |                |
|---|----------------|
| <b>(2) 県警察における職員研修の充実</b>   | 警察県民課          |
| ○ 全警察署で巡回教養を実施し、犯罪被害者等に対する各種支援制度等の適切な運用及び犯罪被害者等支援の重要性や支援要領、関係機関・団体との連携の必要性等に関する教養を行った。  |                |
| <b>(3) 犯罪被害者等支援に携わる職員に対する心理教養の推進</b>  | 警察県民課          |
| ○ 犯罪被害者等支援に携わる職員に対し、支援活動に伴う心理的な影響や代理受傷防止について、公認心理師による教養を実施した。   |                |
| <b>(4) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実</b>   | こども家庭課、人身安全対策課 |
| <b>【こども家庭課】</b><br>○ 虐待を受けた子どもの保護等を適切に行うことができるよう、児童相談所と警察署の職員等を対象に立入調査等の実務研修を実施予定である。<br>(令和5年11月に実施予定)   |                |
| <b>【人身安全対策課】</b><br>○ 児童虐待事案における迅速・的確な対応及び現場対応能力の向上を図るため、本年度中に警察及び児童相談所の両職員に対する合同訓練を実施予定である。  |                |
| <b>(5) DV相談に携わる人材の育成</b>  | 男女共同参画課        |
| ○ DV被害者等が安心して相談できるよう、相談業務に携わる職員を対象とした研修を実施し、職員の専門性の向上や被害者への二次的被害の防止、個人情報保護の徹底等に努めている。<br>・令和4年度中の実績：相談支援員等研修会を2回開催<br>・令和5年8月末までの実績：相談支援員等研修を1回開催 |                |
| <b>(6) 性暴力被害者支援に携わる人材の育成</b>  | 男女共同参画課        |
| ○ 相談支援員及び関係機関の職員に対し、専門性の向上や二次被害を防止するための研修を実施し、支援体制の強化、支援の質の向上に努めている。<br>・令和4年度中の実績：相談支援員等研修を5回開催<br>・令和5年6月末までの実績：相談支援員等研修を2回開催                   |                |
| <b>(7) 交通事故被害者等の支援に資する人材の育成</b>   | 交通指導課          |
| ○ 組織的かつ適切な交通事故被害者等の支援を推進するため、各警察署及び高速道路交通警察隊の捜査幹部を通じて、適用できる制度等の周知を図った。<br>○ 交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応がなされるようにするため、各種教養の機会等を通じて交通捜査員に対する教養を実施した。       |                |
| <b>(8) ボランティアの育成を視野に入れた犯罪被害者等支援に関する公開講座の開催</b>  | 警察県民課          |
| ○ 令和5年5月14日に、山口被害者支援センターへの業務委託により、広く県民を対象とした「犯罪被害者等支援に関する公開講座」を開催した。  |                |
| <b>(9) 民間犯罪被害者等支援団体の研修に対する支援</b>  | 県民生活課、警察県民課    |
| <b>【県民生活課】</b><br>○ 山口被害者支援センターが主催した「被害者支援員養成講座」の後援を行うなど支援を行った。   |                |

|   |             |
|---|-------------|
| 【警察県民課】   |             |
| ○ 山口被害者支援センターが主催した「被害者支援員養成講座」に警察職員を講師として派遣した。  |             |
| (10) 「山口県被害者支援連絡協議会」の開催   | 警察県民課、県民生活課 |
| ○ 令和5年8月1日に山口県警察本部において、山口県被害者支援連絡協議会幹事会を開催した。   |             |
| ○ 令和5年10月12日に山口県警察本部において、山口県被害者支援連絡協議会総会を開催予した。   |             |
| <b>4 推進体制の整備（第19条関係）</b>  |             |
| (1) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」の開催   | 県民生活課、警察県民課 |
| ○ 令和4年度は書面開催とした（令和5年度は11月7日に開催）。  |             |
| (2) 「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」の開催（市町との連携）   | 県民生活課、警察県民課 |
| ○ 令和5年6月9日に山口県犯罪被害者等支援推進協議会を開催し、市町と県が一体となって犯罪被害者支援を推進していくことを再確認した。                              |             |
| (3) 犯罪被害者等支援の充実（再掲）   | 県民生活課       |
| ○ 犯罪被害者等支援専門員による相談対応を行った。   |             |
| ○ 県警察、市町、民間犯罪被害者等支援団体との定期的な情報交換を実施した。   |             |
| (4) ワンストップ支援体制の充実に向けた取組の推進  | 県民生活課、警察県民課 |
| 【県民生活課】   |             |
| ○ ワンストップ支援体制の充実に向け、市町の窓口で行う各種手続きを確認した。  |             |
| 【警察県民課】   |             |
| ○ 行政が行う各種支援手続きを1箇所で実施するなどのワンストップ支援体制の充実に努めた。  |             |
| (5) 日本司法支援センター（法テラス）との連携と情報提供（再掲）   | 県民生活課       |
| ○ 県民生活課が取り扱った相談で、相談者が法テラスへの引継ぎを希望した場合、重複相談にならないよう、相談概要等を記載した専用シートにより引き継ぐことで、相談者の負担軽減を図ることにしている。 |             |
| ・ 令和4年度から令和5年度10月末まで引継事例：なし   |             |
| (6) 「山口県被害者支援連絡協議会」の開催（再掲）  | 警察県民課、県民生活課 |
| ○ 令和5年8月1日に山口県警察本部において、山口県被害者支援連絡協議会幹事会を開催した。   |             |
| ○ 令和5年10月12日に山口県警察本部において、山口県被害者支援連絡協議会総会を開催した。  |             |

|                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| <b>基本方針4 県民の理解の促進</b>          |             |
| <b>1 犯罪被害理解促進期間（第16条関係）</b>    |             |
| 「犯罪被害理解促進期間」に合わせた集中的な広報啓発活動の実施 | 県民生活課、警察県民課 |

**【県民生活課】**

- 期間に合わせてシンボルイベント「犯罪被害者週間 in 長門」を開催したほか、県庁ロビーにおいてミニパネル展を開催した。
- 令和5年11月16日に光市民ホールにおいて、広報啓発イベントを開催予定である。
- 山口県犯罪被害者等支援推進協議会の取組として、全市町庁舎において広報素材等を掲示した。

**【警察県民課】**

- 令和5年11月16日に光市民ホールにおいて、広報啓発イベントを開催予定である。
- ラジオ、ケーブルテレビ等のマスメディアや、警察のメールマガジン等各種広報媒体を利用して、犯罪被害者等の現状を踏まえた施策の重要性等について、効果的な広報を実施した。

**2 年間を通じた広報啓発**

**(1) 広く県民を対象とした広報啓発活動の推進**

県民生活課、警察県民課、人権対策室、男女共同参画課、こども家庭課、長寿社会課、障害者支援課

**【県民生活課】**

- キーホルダーやミニタオル等の広報啓発素材を作成した。
- 県下7か所及び県庁で「犯罪被害者等支援ミニパネル展」を開催した。  
※令和5年度の開催：和木町、周防大島町、上関町、光市、平生町、防府市及び県庁
- 県ホームページでの広報を実施した。

**【警察県民課】**

- ラジオ、ケーブルテレビ等のマスメディアや、警察のメールマガジン等各種広報媒体及び警察視閲式等各種イベントを利用して、犯罪被害者等の現状を踏まえた施策の重要性等について、効果的な広報を実施した。

**【人権対策室】**

- 県民や職員等を対象とした人権研修において「山口県人権推進指針」を配布し、個別の人権問題である「犯罪被害者と家族の問題」の周知に努めた。
- 県職員（本庁、柳井、山口地域）を対象に、「犯罪被害者の問題」をテーマとした人権研修を実施した。
- 令和5年度「人権ふれあいフェスティバル」（8/19開催）において、「犯罪被害者と家族の問題」に係るパネルを展示した。
- 県民や職員等を対象とした人権研修において「山口県人権推進指針」を配布し、個別の人権問題である「犯罪被害者と家族の問題」の周知に努めた。

**【男女共同参画課】**

- DVやデートDV（交際相手からの暴力）の防止に関する広報啓発活動を推進した。（令和5年度は、DV防止啓発リーフレット・カード、デートDV防止リーフレットを関係機関に配布予定）

**【こども家庭課】**

- 県民や企業・団体と協働したサポーターの養成や虐待防止全力宣言企業の認定に取り組むとともに、地域の中での見守りや児童虐待防止に係る啓発活動を行った。
  - ・ 令和5年8月末時点のサポーター数  
189サポーター4,175人、ヤングサポーター307人、虐待防止全力宣言企業37社

|  |                      |
|--|----------------------|
| <b>【長寿社会課】</b>   |                      |
| ○ 県ホームページを通じて高齢者虐待への対応等について普及・啓発を行った。<br>・令和5年度8月末までの取組：県の高齢者虐待の状況を HP に公表、人権ふれあいフェスティバルのパネル展示<br>・9月以降に実施予定の取組：全国の高齢者虐待の状況を HP に公表予定                                  |                      |
| <b>【障害者支援課】</b>  |                      |
| ○ 各関係機関に対し、障害者虐待防止法に関するパンフレット及びポスターを作成・配布した。   |                      |
| <b>(2) 事業者の犯罪被害者等への理解の促進（再掲）</b>   | 県民生活課                |
| ○ 山口県経営者協会が行う総務担当者の会合で、職場における犯罪被害者等への理解、休暇制度の導入等について協力依頼を実施した。（令和4年度）  |                      |
| <b>(3) 犯罪被害者等の理解に向けた学校における人権教育の推進</b>  | 人権教育課                |
| ○ 小・中・高等学校の管理職や人権教育担当者を対象とした本課主催の研修会において、県警が開催している「命の大切さを学ぶ教室」及び「『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」への参加を促している。<br>○ 中学校及び高等学校の授業において、犯罪被害者の権利について学習する機会を設けることにより、人権尊重の意識を高めている。 |                      |
| <b>(4) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催</b>   | 警察県民課                |
| ○ 山口被害者支援センターに業務委託し、中学生・高校生対象の「命の大切さを学ぶ教室」を実施した。<br>・令和4年度中の実績：県下中学・高校10校で実施<br>・令和5年度8月中までの実績：県下中学・高校3校で実施  |                      |
| <b>(5) SNS上の誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の推進</b>   | 県民生活課、警察県民課、少年課      |
| <b>【県民生活課】</b>   |                      |
| ○ 県ホームページに SNS 上の誹謗中傷の防止について掲載した。  |                      |
| <b>【警察県民課】</b>   |                      |
| ○ SNS を含むインターネット上での誹謗中傷等が行われないようにするため、関係各課と連携し、県警ホームページ等の広報媒体を通じた広報啓発活動を実施した。  |                      |
| <b>【少年課】</b>   |                      |
| ○ SNS を含む、インターネット上で誹謗中傷等が行われないようにするため、様々な広報媒体を通じた広報啓発活動を推進した。<br>・令和4年度中の実績：情報モラル教室を257回開催<br>・令和5年度8月末までの実績：情報モラル教室を24回開催   |                      |
| <b>(6) 犯罪被害者等支援施策の関係する特定の期間における広報啓発活動の推進</b>   | 県民生活課、男女共同参画課、こども家庭課 |
| <b>【県民生活課】</b>   |                      |
| ○ 各季の交通安全運動期間において、交通安全広報とともに犯罪被害者等支援に関する広報を実施した。   |                      |

**【男女共同参画課】**

- 「女性に対する暴力をなくす運動（毎年 11 月）」において、関係機関・団体等と連携して広報啓発活動を行っている。（令和 5 年度は、県庁 1 階エントランスホールで DV 及びデート DV に関するパネルやポスター等の掲示と、市町・関係機関・団体・企業等と連携したパープルライトアップを実施予定）

**【こども家庭課】**

- 「児童虐待防止推進月間（毎年 11 月）」において、施設のオレンジライトアップ、パネル展示、オレンジリボンツリーの設置など、市町や虐待防止全力宣言企業等と連携した様々な啓発活動を展開している。

**(7) ボランティアの育成を視野に入れた犯罪被害者等支援に関する公開講座の開催（再掲）**

警察県民課

- 令和 5 年 5 月 14 日に、山口被害者支援センターへの業務委託により、広く県民を対象とした「犯罪被害者等支援に関する公開講座」を開催した。

**(8) 犯罪被害者等に関する情報の保護（再掲）**

総務課

- 犯罪被害者等の氏名の発表にあたり、プライバシーの保護や発表することの公益性等を勘案し、個別の案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮した。
- 報道発表を行う際、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めた。

**(9) 悲惨な交通事故の実態について理解を深めるデータの公表**

交通企画課

- 県警ホームページ等に、交通事故発生状況等のデータを公表するとともに、交通事故被害者遺族の手記「虹のかなたに 2」を掲載し、交通事故の実態やその悲惨さに関して、県民の理解を深めるように努めた。

**(10) 多言語に対応した広報素材の作成・活用による周知（再掲）**

県民生活課、国際課

**【県民生活課】**

- 外国人向けの広報チラシ（やさしい日本語及び 4 か国語対応）を、山口県外国人総合相談センターや県のホームページに掲示するなどして、制度の周知に努めた。

**【国際課】**

- 犯罪被害を受けた外国人に向けたチラシを 4 言語及びやさしい日本語により作成し、県 HP 等において周知を図った。

**その他の取組****【学校安全・体育課】**

- やまぐち総合教育支援センターのスクールソーシャルワーカーが構築した人材育成体制により、県内スクールソーシャルワーカー全体の資質向上に係る取組を推進した。

**【人身安全対策課】**

- 令和元年度から配置している山口県中央児童相談所の出向職員を令和 4 年度に増員した。

**【交通企画課】**

- 「山口県オープンデータカタログサイト」のデジタルマップ上に、県内で発生した人身交通事故の発生日時や位置情報などを表示させ、事故多発交差点等を地図上で把握できるようにした。
- 県警ホームページ上に「山口県交通安全マップ」を掲載し、交通事故情報、「自転車指導啓発重点路線」など、様々な態様の交通情報を表示させ、わかりやすくタイムリーな情報提供を行った。
- 冊子「虹のかなたにⅡ～交通事故被害者遺族の手記」を幅広く配布し、交通安全教育に活用している。

**【交通指導課】**

- 「山口県被害者支援連絡協議会・第24回交通事故被害分科会」の参画機関からの現状報告等を共有し、相互の連携と情報交換を図った。
- 警察庁主催の「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」に出席し、専門家による講演やご遺族の体験談の発表を聞くことにより、必要な支援や課題等の把握につなげた。

**【組織犯罪対策課】**

- 令和5年度9月以降に、不当要求防止責任者講習を実施予定である。(全14回)